

平成30年9月25日

第9回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第9回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について
- 議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について
- 報告第 1号 農地法第3条の規定による許可申請書取下願について
- 報告第 2号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願の取下願について
- 報告第 3号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について
- 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 報告第 5号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について
- 報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- 報告第 7号 農地法第5条の規定による届出書の取消願について
- 報告第 8号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について
- 報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成30年9月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後2時10分				閉会の日時	午後3時40分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男		○		
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 高 橋 章				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 査 落 合 高 雄				

休憩 午後3時10分から午後3時20分

開会 午後 2時10分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、野川職務代理から挨拶をお願いします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

毎日、雨が降り続けているわけですが、この雨がですね、1カ月早く8月に降ればですね、大変これはコシヒカリがみんな均等になったような、こういうことを思いますけれども、今年もよい意味で、もう早場米地帯はですね、もう既に稲刈り終わったかと思うわけですが、私どものほうはですね、彩のかがやきがこれから出始めるかなと、そういう時期でございます。

ちなみに、農協の検査に聞きますと、3等になるのがやっとな、うまくすると、規格外かなと言われているぐらいの等級になりそうでございます。

それでは、ただいまから平成30年第9回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくをお願いします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に今年は何でこんなに米のできが悪い、精米してみますと、さほど性状だとか、そういうのもあんまり問題にならないような感じもするわけですが、本当に今年は19、20、21号と台風が続けざま、同じようなところでありまして、特に関西空港を中心とした和歌山県周辺は、農家の皆さんも相当な被害を受けているわけですが、そして、1週間たつたかたないかで、今度は北海道で地震がございまして、前代未聞というか、電力がストップする。酪農やっている人はすぐわかると思うんですけど、搾乳に至って牛が本当に悲鳴を上げたということなんですけれども、本当に非常時にどのようにしていろんな

対策をするかということが非常に大事なわけでした、本当に今、自分が経験したことないような被害が全国で発生しています。

たまたま自分のところは、ちょっと暑くて、米のできも悪かったなという感じぐらいで済んでいますけれども、それとて大変な問題でございます。農業委員がそれぞれ団結してね、本当にね、この先を見据えて、本当にいろんなところで農業委員としての活躍をしていただければありがたいと思います。

それでは、これより総会を始めたいと思います。慎重審議よろしくようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。今日はどうも、よろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員14名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を議長にお願いいたします。



#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただいまから平成30年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

12番 野川良翁 委員

13番 小倉和夫 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第1号、6番の北川辺地区の案件につきましては取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 議案第1号の3条、1番からご説明申し上げます。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は相続で取得したが、耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

本案件について、9月18日に推進委員の佐久間さんと現地を確認し、さんとなかなか会えなくて、一応電話連絡でしたんですけれども、ご本人もこの畑で野菜か何かをつくるような話になっておるようです。ということで、現地を見た限りやむを得ないものというふうに判断しておりますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件についてですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

( 委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明申し上げます。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は相続で取得したが、耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番(矢島征雄君) 6番、矢島です。

9月15日、推進委員の宮内さんと現地にて、 さんから話を聞きながら確認いたしました。この土地は、以前から借り受けて耕作していた土地でございますが、このたび相続が発生し、3人から、遠方のため管理ができないということで、買って欲しくないかという話があり、譲り受けたということでございます。今まで耕作していた土地でもあります。何の問題もなく、許可相当と判断しました。よろしくご審議をお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

2番の審議が終了しましたので、 の入室をお願いいたします。

（ 委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農地を縮小するため、また、譲受人は農地を拡大するため、今回の申請となっております。

現地調査を行ったところ、素掘りの池となっておりますが、素掘りであることで容易に農地に戻すことができるため、農地法3条での売買もやむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

同じく9月15日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲受人の さん宅に伺い、 さんからお話をお聞きし、現地確認しました。この土地は、やはり以前から借り受けていた土地で、今回、売買により引き受けるとのことでした。現地確認したところ、素掘りの池になっておりましたが、そこでモロコを飼っているということで、浅い池でございますので、いつでも埋め戻すことができるということ、また、職業が建築業というか、土建屋さんで、自分で掘ったようなことを言っていました。そんなようなことで、許可相当と判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。



(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番の高柳地区の案件についてですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

( 推進委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小したいため、また、譲受人は自作地に隣接しており、効率的に経営規模の拡大が図れるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

9月の24日の日に、推進委員の さん、当事者でございますので、直接お会いしまして、現場確認と聞き取り調査を行いました。前回の農業委員会の審査の中で、 さんのところの土地がコンビニエンスストアのほうに譲渡されまして、一部が端数で残った土地がございまして、その土地を さんの敷地の延長として、出入り口を利用したいということが話の中であったそうでございます。したがって、その出入り口利用のための、そのため さんがその土地を買い受けることが合意いたしましたため、本件購入となったということでございます。特に支障なく、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議いただきたいと思

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

4番の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

( 推進委員入室)

○会長(小倉和夫君) 次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小するため、また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、小倉でございますので、その結果並びに補足説明をいたします。

9月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲受人の さん宅を訪れて、お話を伺ってまいりました。 さんは仕事ということで、奥さんに話を聞いたわけですが、もともと耕作は さんがしておったようですので、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、所有者本人が自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

当該申請地は相続より取得したものであり、また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

9月16日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で、 さんのお母様と長男であります さんに聞き取り調査を行ってきました。申請人は現在、他市に借家住まいであって、高齢な母親の面倒を見るためというところで自己用住宅を建てるということでもありますので、やむを得ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、所有者本人が母屋敷地の進入路及び駐車スペースを確保するために敷地拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、農地の部分に物置のような建物がございまして、撤去がおくれているということから始末書が提出されております。この後、5条の10番で物置を除却し、息子の自己用住宅の申請の審議もございまして。

この件につきましては、農地性は第2種農地と判断され、始末書、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまして。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

同じく9月16日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で、申請人でありまして、ささん本人に聞き取り調査を行ってまいりました。申請地はブロック塀に囲まれて、いわゆる屋敷内ということになるんでしょうか、その敷地の拡張ということなんです。玄関を出るともうすぐ農地という状況でありますので、やむを得ないと思われまして、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が寄附により土地を取得し、檀家の駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、一部にお地蔵様のような石碑が4体ほどございましたが、今後、駐車場として整備するため、また、第2種農地と判断されることから、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

9月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さんのお宅を訪れ、現地を見、また、話を聞いてまいりました。今、事務局説明はありましたけれども、この土地につきましては相続でもらって、今まで野菜等つくっておりましたけれども、現在、野菜もつくらないという形で、寺院とその土地が近いという形で寄附なったようでございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図11ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、譲渡人の、5人いるわけ  
でございますけれども、代表という形で、地元で さん宅を訪れ、話を聞き、また、現地  
を見てまいりました。この土地は今、相続以来何もつくってないようでございます。土地有  
効活用ということで、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願  
いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図5-3  
をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、幼稚園の案内看板を設置するもので、資金  
計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得  
ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

9月21日午前中でしたけれども、現地を見てから、譲渡人の さん宅をお伺いしてお  
話を聞いてきたわけですが、現状は草が生えていて、管理が行き届いているような状  
態ではなかったですけれども、第2種農地ということで、すぐ近くの花崎幼稚園の看板とい  
うことで、やむを得ないんじゃないかということで判断してまいりました。よろしくお願  
いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

先ほどの案件の農地のところでありまして、同じく佐久間適正化推進委員さんと一緒に譲渡人の さん宅で、2種農地ということで、先ほどもあったとおり、現況は荒れていて、やむを得ないんじゃないかと。周りも住宅がもう既にできていて、ちょうど小学校までの入り口500mぐらいのところなんですよね。やむを得ないんじゃないかということで判断してまいりました。よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

譲渡人が1人が学校法人になっているんですけれども、これはどういう意味でしょうか。登記上、所有権がこれにかわって、駐車場か何かみたいな感じするんですけれども。現状はそうなのかもしれないけれども、法人が持っていたのが不思議だったので、確認です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

登記簿上はですね、平成19年11月にですね、学校法人で売買、農地で売買されておりまして、学校法人が所有しているということになっています。学校法人ですと、特例で農地は持てるということになっていますので。

○15番（柳田 浩君） 特例だっていうことなんだ、転用してたっていうことだ。

○事務局（正能 光君） 転用はしてないです。19年に学校法人の名義で取得はしています。

○15番（柳田 浩君） わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がございましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、当該農地は、の工場の建て替えのための資材置場であり、一時転用8ヶ月となっております。

しかしながら、現地調査を行った結果、既に使用していたため、始末書を提出していただきました。農地性は第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

この案件につきましては、地図を見ると、間があいているようなんですけれども、ちょうどこの今回の申請地までのところはずうっとの駐車場となっております。ですから、その駐車場から中を使うということで、別にこの敷地内の続きでありますので、利用するのに



支障ないようですけれども、一応先に鉄板入れていたところで、事務局に相談して、申請を出してもらおうと、その際は始末書を提出してもらおうということで話してありますので、8カ月ということでやむを得ないものと判断しております。よろしくご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 始末書というのは許可をとる前に鉄板を敷いてしまったということでしょうか。

○11番（田島啓司君） そうです。そういうことを さん、農地法の中でそういうふうな申請が必要って知らなかったというふうなことだったので、一応指導したという形です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がございますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地で、農地改良工事後の耕作については、小麦を作付することとなっております。

また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

9月22日、宮内適正化推進委員さんと見まして、この さんの土地は現在、ある集団が小麦をつくっていて、ちょっと低湿地で困るということなんで、盛り土をするというふうになりました。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

この案件につきまして、 の さんがどなたか買ってくれないかなということで長いこと待っていたわけですが、売買に相なったわけです。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。場所は新興住宅街です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-8

をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

やはり、9月の22日、宮内最適化推進委員さんとお会いしまして、この案件につきましても、7番、8番は隣接している場所でありまして、これからも新興住宅の開発が見込まれるところ

です。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

この案件につきましても、周りが新興住宅になっておりまして、やはり売買にしくなくちゃならないのかなということになりまして、何ら問題ないと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、申請までに除却する建物が残っていたため、始末書が提出されております。また、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。始末書、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

9月16日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で、譲渡人であります さんに本人に聞き取り調査を行ってまいりました。先ほど議案2号の関連でもありますけれども、子供が自己用住宅を建設するというので、やむを得ないと思われま。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、当該案件は、昨年度除外が完了したもので、不許可の例外により、許可が見込まれるものです。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(栗原光夫君) 8番、栗原です。

去る9月の16日に、推進委員の橋本さんと2人で現地調査、確認をいたしました。譲渡人と譲受人は親子でありまして、先ほど事務局の説明どおり、我々もやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-1

2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

この案件につきまして、譲渡人の さんに話を伺おうと思ったんですが、毎日仕事が忙しくて時間がとれないということでしたので、電話で話をしました。土地の売却を考えていたところ、買っていただける方がいるということで売買をして、そこに買った方がアパートを建てるということをございます。なお、9月17日に推進委員の江川さんと2人で現地を確認してまいったんですが、周囲が住宅やアパートに囲まれており、何ら問題もないのかなということ判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲渡人が売買により土地を取得し、事務所兼用住宅の建築及び駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

当該案件は、現在、借家住まいであるための住宅の必要性、また、事業拡大の計画があり、現在、大型トラック2台、従業員2人でございまして、さらに大型トラック3台の購入予定、

従業員3人を確保済みとのことでした。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員の山岸さんが急遽、今日欠席ということで、かわりに補足説明を13番の小倉がいたします。

譲渡人の さんと連絡がなかなかとれないということで、譲受人の さんの代理人に電話で確認したところ、事務局の説明のとおりということで、許可相当というお話を伺ってまいりました。皆様方のご質疑、ご意見をよろしくお願い申し上げます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

9月21日にですか、推進委員の塚田推進委員、そして鳥海推進委員と私で、3名で現地の確認をしてまいりました。現地では さんを訪問しまして確認をしましたが、昨年までは作付していたということではありますが、こういったお話が出てきたので、今年の1年は何

も作付をしなかったと、そんな中ですので、現地を見た中では草は少し出ていましたけれども、別に支障があるといった状況にはなかったと、このように思います。見た中では、周りは住宅という中からいけば仕方ないのかなと、このように思いますので、許可相当と判断を  
してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図5-15  
をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、物流倉庫を建築するもので、資金計画等、  
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認  
したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむ  
を得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく9月の21日にですね、塚田推進委員と私と2名で現地の調査と、そして聞き取り  
はですね、さんのところへ伺って聞いてまいりました。図面を見てもらうとですね、網  
かけになっているのはさんの自宅と、それからですか、それが125号線にあるん  
ですが、それはもう前回に案件が出て、移転をしていると、そんな状況にあります。ほかの  
ところは農地でありますので、そこも全部含めて、大体最終段階に来たのかなと、こう思  
います。



流通倉庫ということですので、現在1棟が建って、あと2棟という話も聞いていますので、大体これで形ができるのかなと、こんなふうに思います。大変大きなところでありますので、案件として見た中では、十分に草も刈られていますし、十分にできるのかなと、このように思いますので、許可相当と判断をしてみました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過しましたので、ここで休憩をとりたいと思います。じゃあ、3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

---

◇

### ◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

---

◇

### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） では、次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業

委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員さんが該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

( 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第4号でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますけれども、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分702筆、面積にして79万3,497㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

( 推進委員入室)



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自

己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員、 委員が該当しますので、議事の間、退席いたします。

議事の進行については、野川職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

( 委員、 推進委員退室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、 にかわりまして議事進行いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○職務代理(野川良翁君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

(発言する人なし)

○職務代理(野川良翁君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(野川良翁君) 挙手全員でありますので、同意することと決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 委員、 委員の入室をお願いします。

( 委員、 推進委員入室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、議事進行を小倉会長に戻すことにいたします。



## ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） それでは、次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第10号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」でございますけれども、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

次、報告第2号「農地法第3条の規定による許可を必要とする借受適格証明願の取下願について」でございますが、農地法第3条の規定による許可を必要とする借受適格証明願の取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について」でございます。県農林公社による農地売買等事業の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますけれども、相続に伴う権利移動の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第5号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第4条の許可申請書の取り下げ2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第7号「農地法第5条の規定による届出書の取消願について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出の取り消し1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第8号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第5条の許可申請書の取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域内の農地転用の届出13件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出64件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しいたします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長並びに野川職務代理には議事の進行、ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いします。

○職務代理（野川良翁君） 今日はですね、耕作放棄地対策協議会に続きまして農業委員会総会ということで、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして平成30年第9回農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時40分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年9月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 川 良 翁

署名委員 小 倉 和 夫